

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

総合計画において当町の人口構造は、今後も若い世代の流入を中心に人口が増加していくと考えられており、平成32年の人口は15,000人と設定され、うち生産年齢人口は67.7%になると想定されています。

町内の工業は古くから軽工業を中心とする中小規模の事業所が多く、経営の安定化に向け、朝明商工会を通じて利子補給や保証料補給などの支援を行っています。

経済センサスにおいて、製造業者数は微増しているものの従業員数は減少している状況で、町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題です。

#### (2) 目標

当町では、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、川越町は県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことが期待されます。

そのため、本計画において、計画期間内に5件の導入を見込むものとする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

川越町の産業は、農業、水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が川越町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

川越町は、伊勢湾岸自動車道、国道1号及び国道23号などの広域的な幹線道路が整備され、四日市港や名古屋港にも近接しており、優れた交通基盤を有しています。また山林が無く平坦で面積も小さいことから、町内全域を単一のエリアと考え、本計画の対象地域とする。

## (2) 対象業種・事業

川越町の産業は、農業、水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が川越町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。